

一宮保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|-------|--------------|
| 名 称 | 社会福祉法人一宮福祉会 |
| 所在地 | 笛吹市一宮町東原410 |
| 電話番号 | 0553-47-2548 |
| 代表者氏名 | 理事長 小林 裕彦 |

2 利用施設

| | |
|--------|--|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | 一宮保育園 |
| 施設の所在地 | 笛吹市一宮町東原410 |
| 連絡先 | 電話番号0553-47-2548 FAX0553-47-4376 |
| 管理者 | 園長 小林 裕彦 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利用定員 | 満3歳以上の児童 44人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 5人 |
| 開設年月日 | 昭和26年11月 1日 |

3 サービスの目的・運営方針

一宮保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|--------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 999.78㎡ |
| | 園庭 | 305.90㎡ |
| 園舎 | 構造 | 鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板葺き2階建 |
| | 延べ面積 | 656.10㎡ |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|----------|-----|--|
| 乳児室 | 1室 | 赤0組(0歳児クラス) |
| ほふく室 | 1室 | 赤1組(1歳児クラス) |
| 保育室 | 4室 | 赤2組(2歳児クラス), 桃組(3歳児クラス), 黄組(4歳児クラス), 青組(5歳児クラス)について各1室 |
| 遊戯室(ホール) | 1室 | |
| 調理室 | 1室 | |
| 沐浴室 | 1室 | |
| 調乳室 | 1室 | |

5 職員の設置状況

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------|----|----|-----|----|
| 園長 | 1 | 1 | | |
| 主任保育士 | 1 | 1 | | |
| 副主任保育士 | 1 | 1 | | |
| リーダー保育士 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 9 | 4 | 5 | |
| 栄養士 | 2 | 2 | | |
| 調理員 | 2 | | 2 | |

当園では、「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年12月27日山梨県条例第63号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種 | 勤務体系 |
|-------|----------------------|
| 園長 | 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯(8:00~17:30) |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯(8:00~17:30) |
| 栄養士 | 正規の勤務時間帯(8:00~17:30) |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(3) 延長保育

保育標準時間認定の方の18時30分から19時まで、及び保育短時間認定の方の8時30分以前、16時30分以降の利用については、別表に定める延長保育料を徴収します。なお土曜日においては、18時30分以降の延長保育はありません。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 日本太鼓の演奏

周辺地域でも盛んな和太鼓の演奏を通して、礼儀作法・集中力・協調性などを育みます。

(2) 一宮ケアホームとの交流

お年寄りとのふれあいを通して、優しさ・思いやりの心を育みます。

(3) 乳児保育

産休明けより相談に応じます。

(4) 送迎

保護者により送迎をしていただきます。

(5) 食事の提供

2号認定児の主食を含め、完全給食を行っています（実費を負担いただきます）。また年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 3歳児 | | 11時40分頃 | 15時頃 | |
| 4歳児 | | 11時40分頃 | 15時頃 | |
| 5歳児 | | 11時40分頃 | 15時頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(6) その他

障害児等の受け入れを行っています。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

3歳未満児は、支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 弦間医院 |
| 医師名 | 弦間由紀子 |
| 所在地 | 笛吹市一宮町末木864 |
| 電話番号 | 0553-47-0510 |

(2) 歯科

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | コスモ歯科・矯正歯科医院 |
| 医師名 | 早川 正哉 |
| 所在地 | 笛吹市一宮町竹原田1333 |
| 電話番号 | 0553-47-0111 |

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------------|--|-------------------|
| 当園 ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 堀内恵美 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 0553-47-2548 FAX 0553-47-4376 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | |
| 第三者委員 | 小澤とよみ | 電話番号 0553-47-0623 |
| 第三者委員 | 丸山美智子 | 電話番号 055-266-3020 |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

| | | |
|--------|---|--------------------|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 | |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 | ・誘導灯 有 ・非常用電源 有 |
| 避難訓練 | 避難の訓練は、毎月1回以上実施します。 | |

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|-----------------|
| 保険の種類 | 保育園賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 園内事故等によるケガ等の賠償 |
| 保険金額 | 1名 30,000,000 円 |

1.6 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：一宮保育園

説明者職名：園長

氏名 小林 裕彦

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|---------------|---|---------------------------|
| 2号認定こどもに係る給食費 | 主食費1,000円+副食費4,500円 | 月額5,500円 |
| 延長保育料 | 認定時間（標準時間11時間、短時間8時間）以上の保育を利用する場合、その保育料。 | 30分毎に100円 |
| 保護者会費 | 納涼会夜店商品、おゆうぎ会記念品、進級卒園記念品等に使用します。 主に前期分で納涼会、後期分でおゆうぎ会、進級卒園記念品代に充てるため、5月から8月までの途中入所については前期分から、10月から3月までの途中入所については後期分から徴収します。 | 年額5,000円 2回に分けて半年分ごと徴収 |
| 園服・教材費 | 園服・園帽、粘土やのりといった教材、その他月刊誌を利用いただくため、これらの実費。 | 実費 月刊誌は年2回半年分ごとに徴収 |
| 園外保育費用 | 遠足等の園外保育を行った場合、バス代等その実費負担。 | その都度清算 |

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、集金袋に領収印で領収書に代えさせていただきます。

※ 給食費の徴収については、山梨中央銀行による口座引落しで行います。